

大分県報

令和六年
第四八三号
二月九日

（金曜日）

目次

告示

土地改良法による換地処分（二件）……………	一
指定予定保安林（三件）……………	一
特定漁港漁場整備事業計画変更書の案……………	二
道路の供用開始……………	二
公 告	
土地改良区の役員の就退任……………	二

告示

大分県告示第六十七号	
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業日田二期地区諸留工区の換地処分をした。	
令和六年二月九日	
大分県知事 佐藤 樹一郎	
大分県告示第六十八号	
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営水田畑地化推進基盤整備事業大肥地区大鶴工区の換地処分をした。	
令和六年二月九日	
大分県知事 佐藤 樹一郎	
大分県告示第六十九号	
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水	

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年二月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市大字倉木字下之原一五〇〇番、一五〇一番、字小野一七五八番八、一七六一番、一七六二番、一七八八番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年二月九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

津久見市大字長目字葛山三七九番、字長尾山三八一番から三八四番まで、字東谷四四三番から四四五番まで、四四六番一から四四六番三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

令和六年二月九日

大分県報（告示）

字葛山三七九番・字東谷四四四番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年二月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

日田市大山町東大山字上餅コベラ一二六一番、字日作一二六七番、一二六八番、天瀬町合田字南亀ノ甲二二三番、字花香二三五番、二三八番一、二三九番一、二四二番、二四八番一、二五〇番三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第七十二号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)第十七条第十一項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画変更書の案を次のとおり縦覧する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画変更書の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和六年二月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 縦覧に供する書類の名称

中津地区特定漁港漁場整備事業計画変更書の案

二 縦覧の期間

令和六年二月九日から

令和六年二月二十九日まで

三 縦覧の場所

大分県農林水産部漁港漁村整備課及び中津市産業経済部林業水産課

大分県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年二月九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道田野宝泉寺停車場線

玖珠郡九重町大字町田字堂所二八九三番二から
玖珠郡九重町大字町田字越戸三〇一四番二
まで

令六・二・九

○ 公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、大野谷土地改良区(佐伯市)から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出が

あった。

令和六年二月九日

大分県知事

佐

藤

樹一郎

(退任役員)

役名

氏名

住

所

理事

池田 幸利

佐伯市大字木立四九六一番地三

〃

向 千秋

〃 大字木立四九八二番地二

〃

小川 高義

〃 大字木立五一〇〇番地

〃

山内 実

〃 大字木立四九〇一番地

〃

児玉 健男

〃 大字木立五六八八番地一

〃

藤矢 勇一

〃 大字木立五八一五番地

〃

岩崎 弥寿彦

〃 大字木立五八三九番地

〃

岩崎 春美

〃 大字木立五八五〇番地

監事

池田 秋豊

〃 大字木立五一八二番地二

〃

原田 正義

〃 大字木立五六〇五番地二

〃

山本 平八郎

大分市敷戸台二丁目二番一九号

(就任役員)

役名

氏名

住

所

理事

池田 幸利

佐伯市大字木立四九六一番地三

〃

向 千秋

〃 大字木立四九八二番地二

〃

小川 高義

〃 大字木立五一〇〇番地

〃

山内 実

〃 大字木立四九〇一番地

〃

児玉 健男

〃 大字木立五六八八番地一

〃

藤矢 勇一

〃 大字木立五八一五番地

〃

岩崎 弥寿彦

〃 大字木立五八三九番地

〃

監事

山本 平八郎

大分市敷戸台二丁目二番一九号

〃

岩崎 春美

〃 大字木立五八五〇番地

池田 秋豊

〃 大字木立五一八二番地二

令和六年二月九日

大分県報(公告)

三